

機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領の制定について

(昭和63年12月7日)

(栃防第5号、栃外第9号、栃捜一第10号)

機械警備業者の迅速、的確な連絡等に基づき、効果的な初動捜査を実施するため、みだし要領を別添のとおり制定し昭和64年1月1日から実施することとしたから運用上誤りのないようにされたい。

別添

機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領

1 趣旨

この要領は、警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の4に規定する機械警備業者が基地局において、盗難等の事故の発生に関する情報(以下「異状発報」という。)を受信した場合における警察機関への連絡等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 連絡の種別及び方法

機械警備業者が基地局において、異状発報を受信した場合における警察機関への連絡は、次に掲げる確認通報及び即時通報とし、その方法は、原則として、確認通報により栃木県内からの110番通報によって行うものとする。

(1) 確認通報は、機械警備業者が基地局において、異常発報を受信した場合で、当該現場における警備員による事実の確認後に、警察の緊急初動措置を要すると認めるとき警察機関に連絡することをいう。

(2) 即時通報は、機械警備業者が基地局において、異状発報を受信した場合で、当該現場における警備員による事実の確認前に、次のいずれかに該当するとき警察機関に連絡することをいう。

ア 当該対象施設からの連絡等により、現場における異状の事実を確認したとき。

イ 二重発報(1つの対象施設に対して、2系統以上の発信器が設置してある場合で、当該複数の発信系統から前後して異状発報を受信することをいう。)を受信した場合及び押ボタン方式の発信器による異状発報を受信し、基地局から当該対象施設に対し事実の確認の電話連絡等を行ったが応答がない場合等において、当該情報が盗難等の事故発生に伴う情報であるとの蓋然性が高いと認められるとき。

ウ 生活安全部長が捜査第一課長からの上申に基づき、期間(原則として3月以内)、時間帯、対象地域及び対象施設を定めて、関係機械警備業者に対して即時通報を依頼したとき。

3 即時通報の依頼等の手続

即時通報の依頼、変更、解除の上申並びに関係機械警備業者及び所属長への通知に係る手続は、次によるものとする。

(1) 捜査第一課長の依頼上申

捜査第一課長は、特定の対象施設又は特定の地域を対象とした同一手口の重要侵入盗犯が多発するなどの状況から機械警備業者に対し、即時通報の依頼が必要な場合は、事前に生活安全企画課長及び通信指令課長と協議の上、別記様式第1号の「機械警備業務対象施設に係る即時通報の依頼上申について」により、指定する対象地域、対象施設及び当該機械警備業者の名称並びに即時通報が必要な期間、時間帯等を明らかにして、生活安全企画課長を経て生活安全部長に上申するものとする。

(2) 依頼内容の変更又は依頼の解除上申

捜査第一課長は前記(1)の上申に基づき、実施中の即時通報について、期間の延長、対象地域及び対象施設の変更が必要と認められる場合、又は期間内に犯人を検挙するなどにより当該依頼を継続させる必要がなくなったときは、それぞれ前記(1)に準じて、別記様式第2号の「即時通報依頼内容の変更(期間、対象、解除)上申について」により、依頼内容の変更又は依頼の解除を生活安全部長に上申するものとする。

(3) 機械警備業者に対する依頼

は、家出人の発見に配意しなければならない。

2 前項の場合において、警察官は、手配登録を積極的に活用するよう努めなければならない。

第4節 身元の確認等

(家出人票の作成、送付)

第27条 受理署長は、搜索願を受理した日から1箇月を経過しても家出人が発見されないとき又はその死亡が確認されないときは、別に定める様式の家出人票を作成し、本部の鑑識課長(以下「本部鑑識課長」という。)に送付するものとする。ただし、特異家出人(第2条第2項第2号に掲げる者を除く。)については、搜索願を受理した後、速やかに作成し、送付するものとする。

2 受理署長は、家出人票を送付した後において、当該家出人票の記載事項に追加又は変更の必要が生じたときは、その旨を本部鑑識課長に通報するものとする。

(身元不明死体票の作成、送付)

第28条 警察署長は、死体を発見した場合において、その身元が不明であるときは、別に定める様式の身元不明死体票を作成し、本部鑑識課長に送付するものとする。

(本部鑑識課における対照)

第29条 本部鑑識課長は、家出人票又は身元不明死体票の送付を受けたときは、保管している身元不明死体票又は家出人票と対照し、該当するものがあつたときは、その旨を当該家出人票又は身元不明死体票を送付した警察署長に回答するものとする。

2 本部鑑識課長は、前項の規定による対照の結果、該当するものがなかつたときは、当該家出人票又は身元不明死体票を整理保管するとともに、家出人票又は身元不明死体票を作成し、警察庁刑事局犯罪鑑識官(以下「警察庁犯罪鑑識官」という。)に送付するものとする。

(警察庁犯罪鑑識官における対照)

第30条 警察庁犯罪鑑識官は、前条第2項の家出人票又は身元不明死体票の送付を受けたときは、保管している身元不明死体票又は家出人票と対照し、該当するものがあつたときは、その旨を当該家出人票又は身元不明死体票を送付した本部鑑識課長に回答するものとする。

2 警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による対照の結果、該当するものがなかつたときは、当該家出人票又は身元不明死体票を整理保管するものとする。

(家出人票等の保存年限)

第31条 家出人票は、搜索願を受理した日から10年、身元不明死体票は、身元不明死体が発見された日から25年を経過する日まで、それぞれ保管するものとする。

(削除通報)

第32条 警察署長は、家出人票又は身元不明死体票を送付した後において、当該家出人が発見され、若しくはその死亡が確認されたとき又は当該身元不明死体の身元が確認されたときその他家出人票又は身元不明死体票を削除する必要が生じたときは、速やかに別に定める様式の削除通報書により、当該家出人票又は身元不明死体票を削除するよう本部鑑識課長に通報するものとする。

2 本部鑑識課長は、前項に規定する通報を受けた場合において、当該家出人の家出人票又は当該身元不明死体の身元不明死体票を警察庁犯罪鑑識官に送付してあるときは、速やかに別に定める様式の削除通報書により、当該家出人票又は身元不明死体票を削除するよう警察庁犯罪鑑識官に通報するものとする。

3 第1項に規定する通報を受けた本部鑑識課長又は前項に規定する通報を受けた警察庁犯罪鑑識官は、当該家出人票又は身元不明死体票を削除するものとする。

第4章 家出人を発見した場合の措置

(搜索願の出されている家出人の措置)

第33条 警察署長は、搜索願が出されている家出人を発見した場合において、当該家出人について保護を要すると認められるときは、必要な保護をしなければならない。

2 警察署長は、前項に規定する場合において、当該家出人について保護を要しない、と認められるときは、当該家出人の意思及び保護者等の意向に配意し、当該家出人に対して帰宅するよう説得を行う等事案に応じた適切な措置をとるものとする。

3 警察署長(受理署長を除く。)は、搜索願が出されている家出人を発見し、又はその死亡を確認したときは、速やかにその旨を受理署長に連絡しなければならない。この場合において、受理署長が他の府県内の場合は、本部長を経由して連絡するものとする。ただし、急を要するときは、直接連絡することができる。

4 受理署長は、前項に規定する連絡を受けたとき又は自ら家出人を発見し、若しくはその死亡を確認したときは、速やかにその旨を保護者等に連絡しなければならない。

前記(1)又は(2)に基づく、即時通報の依頼、依頼内容の変更又は依頼の解除を行うときは、生活安全部長が警察署長(以下「署長」という。)を経て機械警備業者に対し、別記様式第3号の「警察機関に対する即時通報の依頼について」又は別記様式第4号の「即時通報依頼内容の変更(期間、対象)について」又は別記様式第5号の「即時通報の解除について」により、それぞれ文書で通知するものとする。

(4) 所属長に対する通知

生活安全部長は前記(3)の手続をとったときは、関係所属長に対して、別記様式第6号の「機械警備業者に対する即時通報の依頼について」又は別記様式第7号の「即時通報依頼内容の変更(期間、対象、解除)について」により、それぞれ通知するものとする。

4 署長の責務

前記3(3)及び3(4)の通知書を受理した署長は、次により措置するものとする。

ア 前記3(3)に基づく、即時通報の依頼、依頼内容の変更又は依頼の解除に係わる通知書は、これを、速やかに関係機械警備業者に交付し、協力依頼を行うものとする。

イ 前記3(4)の通知書に係わる機械警備業務対象施設に対する初動捜査体制を確立し、当該施設に係わる110番通報等を受理したときは、迅速に警察官を現場に急行させ初期捜査に努めるものとする。

5 附則

この要領は、昭和64年1月1日から施行する。